

< 論 説 >

独占禁止法の制定と百貨店法

－振興－調整モデルの成立過程(1)－

番 場 博 之

目 次

はじめに

I、第1次百貨店法と独占禁止法

- (1) 第1次百貨店法の制定
- (2) 独占禁止法の制定と第1次百貨店法の廃止

II、第2次百貨店法の制定

III、独占禁止法と第2次百貨店法

- (1) 競争政策と調整政策の関係性
- (2) 独占禁止法と第2次百貨店法の整合性

おわりに

- (1) 本稿のまとめと結論
- (2) 今後の課題

はじめに

少なくとも高度経済成長期終焉以降のわが国の小売商業政策は、振興－調整モデルを採用してきた。振興－調整モデルとは、基本的な競争のルールとしての競争政策をその体系の中心に設定するが、それだけでは事業者の規模間格差に由来する問題が解決できないので、調整政策というかたちで大型店の出店や営業活動に一定の制限を一定期間設定し、それを猶予期間として、その間に振興政策で中小零細小売業¹を競争の土俵に乗れるように支援するという政策の体系モデルのことである(番場2021、pp.176-178)²。

そこでの競争政策の中心となる法律が独占

禁止法(「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」)であり、調整政策の中心となる法律が大店法(「大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律」)であり、振興政策の中心となる法律が小振法(「中小小売商業振興法」)である。

具体的な施策の手法は異なっても現在、おおよそ先進資本主義諸国では小売商業政策の中心に競争の公正性を確保するための競争政策を設定している。問題は、この競争政策と他の政策との関係性である。わが国でこの競争政策を中心的に担う法律は既述のように独占禁止法である。独占禁止法が制定されたのは1947年のことであり、その制定により公正な競争を通

1 ここでの「中小零細小売業」という用語は、大規模小売業あるいは大型店に対峙する相対的に規模の小さな事業者あるいは店舗を意味するものとして使用している。また、「大型店」という用語はとくに単位としての店舗を意識しての大規模小売業を意味するものとして使用している。

2 振興－調整モデルの評価については、番場(2006a)を参照されたい。なお、振興－調整モデルに繋がる振興政策と調整政策をセットでとらまえる考え方の起点は、田島(1987a)であると一般的にいわれている(初版は1982年)。また、競争政策と調整政策の関係性については、石原(1994、序章・結章)を参照されたい。

して良好な市場環境の維持・促進を目指そうとする競争政策がある意味正式に経済政策のなかに組み込まれたことになる。そのため、わが国の小売商業政策の大きな転機の一つこの独占禁止法の制定であったといえる³。

岩下(1988, p.104)によれば、もともと、独占禁止法をはじめとする経済法というものは、近代市民法の法の前の平等を理念とする資本主義法体系のもとにおいて、資本主義の成立・発展にともなう独占資本と非独占資本間の支配・従属関係の深化と固定化、および資本と賃労働間における階級闘争の激化、すなわち法の下での実施的な不平等の発生による産物である。

そして、流通政策としての競争政策の内容は、流通過程における競争の維持・促進のために、独占的な経済力の成立と行使の阻止を基本として、健全な競争を阻害する不合理な取引習慣や不当な競争構造の是正、競争制限的な制度・慣行の是正を求めるものである(田島1987b, p.167)。

そのため、独占禁止法は「経済の憲法」と呼ばれ、経済活動の基本となるルールと考えられてきた。しかし、それは流通という経済活動においてはいわば最低限の基準でしかなく、実際に独占禁止法が制定されても後述のように小売業をめぐる問題は競争政策によってのみでは解決できなかった。独占禁止法が成立すると、それを根拠とする施策が流通分野で必要とされる政策内容をおおよそカバーすると期待された。そのため、百貨店と中小零細小売業との対立のなかで中小零細小売業の保護を目的として戦前期から存在した百貨店法は新たに成立した独占

禁止法に実質的に吸収されるかたちで消滅したのである。しかし、百貨店と地域商業としての中小零細小売業との間のコンフリクトは再起し拡大し、その解決のために規模間格差是正を目的とする調整政策を求める声が再び広がって、改めて百貨店と中小零細小売業との経済規模の格差に着目した法律として新たな百貨店法が1956年に成立することになる。

この一連の流れが振興—調整モデルの成立に繋がっていったと考えられるが、その詳細と関連する各法律間の関係性についての検証は十分にされているとはいえない。経済的な調整を意図する振興—調整モデルは、2000年前後の社会的な側面からの調整を意図するまちづくり政策を主軸とした小売商業政策への方向転換によって調整政策がおおよそ消滅したので、その終焉の時期は確定的であるが、その始まりをどこに求めるのかは必ずしも明確にならなかった。

振興—調整モデルの成立過程の解明には、競争・振興・調整という3つの政策の関係性の解明が必要となるが、本稿では、振興—調整モデルの成立過程の解明のための第一段階として、小売商業政策における独占禁止法制定の意味を、調整政策との関係性の視点から検証しようというのである。そのため、独占禁止法施行以前に制定された百貨店法の廃止過程と独占禁止法施行以降に制定された百貨店法の制定過程を独占禁止法との関係で検証していくことにする⁴。

3 独占禁止法以外の流通・商業分野に直接的に関係する競争政策のための法律には景品表示法(「不当景品類及び不当表示防止法」)がある。広義では不正競争防止法、特定商取引法(「特定商取引に関する法律」)などもそうである。また、流通分野を直接的な対象としなくとも、食品衛生法や容器包装リサイクル法(「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」)のように、事業者の価格設定や販売促進などにおいて流通・商業の活動と近接的な関係にある法律も少なくない。

4 本稿は、できるだけ原文に沿ったかたちでの字体を使用しているが、一部で旧字体を新字体に改めて記載している。また、本稿は独占禁止法と百貨店法の関係性の検証に目的があるため、百貨店法が制定された直接的な要因である反百貨店運動、あるいは中小商業問題についての記述は限定的である。それらおよびその背景についての詳細は、さしあたり石原(2019a, 2019b)、木村(2015)、通商産業省編(1980)、出島(2002)、中西編(1938)、深見(1957)、松井編(1953)、丸山(1954)、Yoshino(1972)を参照されたい。また、第1次百貨店法成立前の百貨店の状況とそれとの関係における中小商業問題については、井上(1938)、井上・土屋(1939)、公開経営指導協会編(1983)、松田(1931)を参照されたい。

Ⅰ、第1次百貨店法と独占禁止法

(1) 第1次百貨店法の制定

百貨店法は、1937年に制定され第2次世界大戦期を経て1947年に廃止されたもの（以下、第1次百貨店法）と1956年に制定され大店法の制定まで続くもの（以下、第2次百貨店法）がある。そして、この第1次百貨店法の廃止と第2次百貨店法の制定の間の1947年3月に独占禁止法が制定される。

まず、この2つの百貨店法と独占禁止法に関わる事柄を時系列で確認しておこう。

[1937年：日中戦争勃発]

1937年：第1次百貨店法の制定

[1945年：第2次世界大戦終戦]

1947年：独占禁止法制定（3月）・公布（4月）・施行（7月）、第1次百貨店法廃止（12月）

[1952年：GHQ⁵ 解体]

1953年：独占禁止法の大幅な改正

1954年：公正取引員会による百貨店業への特殊指定

1956年：第2次百貨店法制定

1973年：小振法制定（8月）、大店法制定（9月）、第2次百貨店法廃止（10月）

関東大震災（1923）後の不況のなかで、顧客対象の拡大を強く迫られた当時唯一の大規模小売業であった百貨店は大衆化路線を進めていった。そのため、百貨店と地域の中小零細小売業との軋轢は拡大していった。わが国で最初の調整政策の軸となる第1次百貨店法は、このようななかでの深化する中小零細小売業の苦境と反百貨店運動の盛り上がり、百貨店相互の過当競争を回避したいというカルテル的自制、戦時経

済体制に向かう経済統制への入り口、という状況が重なり合うなかで1937年に成立した（石原2019b、p.73）⁶。

ここでいうカルテル的自制とは、後述するように、中小零細小売業の苦境に配慮し百貨店が全体組織として営業や出店において各種の自制をするようにみえる行動が、新規の百貨店の登場も含めて百貨店間の競争が激化するなかで、実はその過当競争を回避する意図をもっていたことを意味する。

第1次百貨店法が制定された年にわが国は中国と戦争状態に入り、その後1945年まで各国との戦争が続くことになる。したがって、実際には戦時下の統制経済のなかにあつて第1次百貨店法はその効果をほとんど発揮することがなかった（加藤2006、p.48）。それでも、第1次百貨店法はわが国で最初の本格的な調整政策であつたことに間違いはなく、第1次百貨店法は第2次世界大戦後の1947年に廃止されたが、1956年に若干内容を変えて第2次百貨店法となり、1973年におおよそその趣旨は大店法へと引き継がれ、2000年を前後してのまちづくり政策への転換まではわが国の小売商業政策の柱であり続けた調整政策の出発点となつたのである（石原2019b、p.74）。

しかしながら、第1次百貨店法の成立した段階では独占禁止法は存在せず体系化された競争政策は整備されていなかったのであり、またいくつかあつた不正競争防止や商業振興などに関わる政策は脆弱なもので、この百貨店法との関係も明確ではなく、したがって振興—調整モデルは成立していないといえよう⁷。そしてその後、独占禁止法が成立すると、後述するように第1次百貨店法は競争政策の主眼となる公正で自由な競争に反する側面をもつとされた。競争

5 General Headquarters, the Supreme Commander for the Allied Powers（連合国軍最高司令官総司令部）。

6 この間、百貨店問題についての国会における議論は5年半にも及んだ（丸山、1954、p.7）。第1次百貨店法の制定の過程と法の内容については、中西編（1938）の各章および鈴木（1980、第14章）、丸山（1954）に詳しい。

7 例えばこの当時も、1934年制定の不正競争防止法があるなど、公正な競争の確保に関わる政策がまっただけでなかったわけではない。当時の不正な競争に対する政策については、さしあたり東京商工会議所（1930）、岩田（1941）、平野（1942）を参照されたい。また、商業振興の政策については、本稿の続編にて検証する予定である。

政策と調整政策の相互補完的な関係性について、直接的にはこの段階では考慮されることはなかった。したがって、第1次百貨店法は小売商業政策における調整政策の出発点ではあるが、振興－調整モデルの原型をかたちづくる一翼にはなっていないことをここで確認しておきたい。

(2) 独占禁止法の制定と第1次百貨店法の廃止

第1次百貨店法が廃止された1947年はそれに先立って独占禁止法が制定された年でもある。第1次百貨店法は後述のように、独占禁止法の理念との矛盾を解消する意図で、またその内容の一部が独占禁止法と重複すると理解され、廃止された。すなわち、第1次百貨店法は単に社会的・経済的背景から廃止されたのではなく、それらを踏まえつつも独占禁止法との関係性のなかで廃止されたのである。

ここでは第1次百貨店法が廃止された過程を検証することで、競争政策と調整政策の関係性がどのように整理されていったのかについて考察しよう。

1947年12月の衆議院商業委員会で第1次百貨店法を廃止する法案は可決されたが、その際の委員長の法案に関する報告書において、第1次百貨店法は戦時下の統制に関する法律であること、また独占禁止法の趣旨に反する面がある旨が明示されている（通商産業省企画局商務課編1959、pp.11～12）。そして、第1次百貨店法が制定された時期に生じていたような商業問題がなくなったためその存在の必要性がなくなっている（通商産業省企画局商務課編1959、p.10）ことが廃止の理由であるとされた。ここでの商業問題とは百貨店問題であり、それによって生じる中小零細小売業の困窮である。それは終戦

直後の経済全体の低迷状況のなかでは大きな問題とはなっていなかったのである。

しかし、第1次百貨店法の廃止により中小零細小売業の苦境は進むと考えられるので、次の国会で適当なる法的措置を講ずるべきであると、廃止について議論した商業委員会で付帯決議⁸される。廃止の論議がその復活を前提におこなわれているところに、この一連の議論を読み解くポイントがあるといえよう。また、衆議院本会議の議決後に法案が送られた参議院商業委員会では、第1次百貨店法はカルテルといった独占禁止法の理念と矛盾する要素が強いということで、そういったものを整理した新しい百貨店法の制定の必要性についての質問もされている（通商産業省企画局商務課編1959、p.12）。このように、百貨店を規制する法律自体は必要であるが、独占禁止法ができた以上はそれと矛盾する要素をもつ第1次百貨店法は廃止して、独占禁止法の内容との住み分けをして、独占禁止法をまずベースにしてそれとの関係で百貨店の規制をする法律が必要であるという認識がこの時点で広範であったと理解できる。すなわち、第1次百貨店法の廃止の段階でおおよそ振興－調整モデルの原型が想定されていた、あるいは少なくとも競争政策と調整政策の相互補完的な関係性の意義について認識されていたと考えることができるのである。

第1次百貨店法の制定に先立って百貨店各社によって結成された百貨店協会（1924年）や1932年に商業組合法が施行された後の百貨店協会の改組による日本百貨店商業組合（1933年）では、中小零細小売業との軋轢を避け百貨店法の制定回避を意図して自主協定等を設定し営業統制がおこなわれていった⁹。そこには、おとり販売の禁止といった公正取引の確保に係

8 1937年12月8日の衆議院商業委員会で付帯決議は「政府は次の国会において百貨店営業取締りに関し適当なる法的措置を講ずべし」であり、同12月9日の参議院商業委員会で付帯決議は「・・・次の国会において百貨店営業取締に関する新百貨店法を制定すること」である（通商産業省編1980、p.309）。

9 具体的な内容は、石原（2019b）、木村（2015）、通商産業省編（1980）、通商産業省企画局商務課編（1959）で確認されたい。また、石原（2009、p.4および2019b、p.72）は、このような自主協定に関して、戦前のわが国では業界秩序の確立・維持のために事業者間における自主的な統制が積極的に推奨されてきた風土があるという。例えば、1933年に日本百貨店商業組合が設立され自主規制がなされるが、

る事項のほかに出張販売の禁止や無料配達地域の制限あるいは休業に関わる制限などの営業規制が盛り込まれていた。これらは、一見すると中小零細小売業への配慮にみえるが、百貨店間の過当競争を緩和するためのカルテル的な意味ももっていた。そして、制定された第1次百貨店法では、閉店時間や休業日などが規制され、また第10条第1項において、この法に基づく組合の事業として組合員の営業に関する統制が挙げられた。結果として、第1次百貨店法施行後には、この法に則って組織された日本百貨店組合の営業統制規程によってもカルテル的な要素をもつ統制がおこなわれていくのである。

そして、1947年の独占禁止法制定の際にはこれらの点が問題とされた。すなわち、独占禁止法の目的や内容と重複する部分に関しては独占禁止法で対応できるであろうから別の法律としての百貨店法は不要であるという理解が生じるとともに、独占禁止法の理念に反すると判断される部分が第1次百貨店法にあるということが問題になったのである。具体的に後者は、特定の事業分野に限定した営業に関わる許可制度や店舗の新増設に関わる許可制度は既存店舗の既得権益を守ることになり、また日本百貨店組合への実質的な加入強制等は統制にあたり、カルテル的な要素を含むことから独占禁止法が目的とする公正かつ自由な競争の理念に反するため許容できないとの判断である。

以上の内容を詳しく確認し、第1次百貨店法と独占禁止法との関係についての当時の理解を確認するために、「百貨店法を廃止する法律」の制定に関しての、第1回国会衆議院商業委員会（1947年9月20日）での政府の説明を見よう（商業委員会議録、第9号、1947年9月23日）。その委員会で、第1次百貨店法の廃止理由について水谷長三郎商工大臣は以下（原文）のように述べている。

まず最初に百貨店法を廃止する法律案の理由を御説明いたします。

百貨店法は昭和十二年八月制定公布されたものでありますが、その制定の沿革は、次のようなものであります。すなわち、大正の末期に、百貨店がその大衆化をはかるために行つた商品の特価提供、割引販売政策に対しまして、最初に中小商業者の反対運動が起りましたが、當時はそれほど拡大するには至らなかつたのであります。次いで昭和四年の金解禁に伴い不況が到来しまして、中小商業者は深刻な経営難に苦しんだのでありますが、その間百貨店相互の競争は、その販路獲得のため激化の一途を辿り、価格割引、不当廉売、夜間営業、無料配達、送迎自動車の運転、演芸、展覧会等の催物の開催、地方出張販売等々激甚な顧客吸引競争が行はれ、都市の中小商業に波及するところが少なくなつたので、これら百貨店の営業方法に対する中小商業者の反対運動が大阪、東京等の大都市を中心として起つたのであります。

昭和六年に至つて百貨店の競争は最高潮に達しまして、百貨店自身もその激甚な競争にたえ得られない状態に至りましたが、一方中小商業者の反対運動は、百貨店の特定の営業方法に対する個別的な反対から、百貨店の営業全般の統制という全般的な反対と変化し、また都市を中心とした反対運動も全国的な反対運動に進展いたしました。その結果、百貨店の営業に対する統制の法制化が問題となり、昭和七年以来毎議会に各種の百貨店法案が提出されましたが、昭和十二年、第七十一議会において、商工省案の百貨店法案がようやく通過公布されたのであります。

以上の経過によりまして、百貨店法が制定されたのでありますが、その趣旨といたしますところは、前述のように、当時の中小商業者の窮迫が、その大半の原因は不況による経営難と業者の濫立及び経営上の欠落に基くものであつたとはいえ、なお一部の原因が、大規模経営による百貨店の進出に存しましたので、百貨店の新設、拡張並びにその営業に統制を加えること、右の統制が単に中

この組合は任意加入であり、百貨店の数が増加していくなかで非加入事業者が増えて規制が十分な効果をもたえなかつたため、商工省が加入を奨励した（通商産業省企画局商務課編1959、pp.3～4）ことなどはその証左といえよう。

小商業の保護のためのみならず、百貨店相互の激しい競争の結果招来される好ましからぬ事態を緩和し、百貨店と中小業者との関係を調整して、小売業全般の円満な発達をはかろうとするのであります。

爾来今日まで本法(百貨店法、筆者加筆)の活用によりまして、小売商問題を調整してきたのであります。ところが私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、所謂独占禁止法が制定された今日において、百貨店法の存在理由を考へてみますに、百貨店法の趣旨といたしますところは、究極において独占禁止法の趣旨と同一であります。すなわち小売業における中小業者と百貨店及び百貨店相互の間の公正な自由競争を確保、保障し、小売業の健全な発達をはかろうとする趣旨にほかならないのであります。さらに百貨店法がその目的達成のための手段としております百貨店の新設、拡張、並びにその営業に対する行政官庁または百貨店組合による統制につきましても、その方法こそ異なりますが、独占禁止法による公正取引委員会の適正な活動により、同法の規定しております私的独占の禁止、不當な事業能力較差の排除、不公正な競争方法の禁止等の措置の適切な運用が行はれる場合、十分にその目的を達成し、同様な効果をあげることが期待出来るのであります。要するに独占禁止法が制定された以上、百貨店法はその独自の存在理由を失つたものと言わねばなりません。さらに現行百貨店法の内容について、独占禁止法との関係を考へますれば、次のようなことに相なるのであります。

一、百貨店の営業の許可制度(法第三條)につきましても、まず第一に國民の営業の自由の制限は、特に公共の福祉に重大な影響を及ぼす場合を除き、最小限度に止むべきであるとする新憲法の趣旨に測りまして、この際これを廃止する方が望ましいのであります。さらに新規営業を制限しますことは、その結果として既存の百貨店業者に対し一種の営業上の特権を発生せしめるものでありまして、しかもその特権は、営業上何ら特殊な義務を伴うものではありませんので、独占的利益追求の余地を残す憾みがあり、その運用のいかんによつては、公正な自由競争の確保を目的とする独占禁止法の

精神に反するおそれがあるのであります。

二、百貨店の支店、出張所その他店舗の新設及び売場面積拡張の許可制度(法第四條第一号及び第三号)につきましても、商業におけると同様、多数の中小企業が存在しております工鉦業においては、特殊な例外を除いては、一般に設備そのものの新設、拡張について、特別な事業法による制限が存在しないにもかかわらず、商業についてのみ、百貨店の店舗の新設、拡張について特別な法律によつて制限いたしますことは、前者との均衡を失するものでありますとともに、他面既存の百貨店業者の既得の利益を保護するものでありまして、前述いたしましたように独占禁止法の精神に反するおそれがあります。

三、店舗以外における小売の許可制度(法第四條第三号)につきましても、これは営業の自由の制限でありまして、これにつきましても、独占禁止法によります営業方法に関する規則で十分でありまして、営業の許可について述べました趣旨と同様に、この制度は廃止するのが適當であります。

四、百貨店の閉店時刻及び休業日に関する規定(法第五條)につきましても、休業日は百貨店法施行規則の規定によるまでもなく、實際上の慣習として月三回以上行われておりますし、閉店時刻につきましても、労働基準法が制定されておりますので、閉店時刻及び休業日に関する規定は存置せしめる必要がありません。

五、百貨店組合に関する規定(法第七條ないし第十七條、第十九條、第二十條)につきましても、百貨店組合は全員當然加入でありまして、百貨店業者の活動を制限、統制することを趣旨としております。もつともその目的は中小業者の保護にあつて、不當な取引制限を目的とするものではないとは申せ、なほ不當な協定をなすことができる可能性もあるわけでありまして、これは独占禁止法の趣旨に反するおそれがあるものでありますから、百貨店組合は廃止する必要があります。

六、前述のように各種の制度、規定が廃止される以上、それに関連があるその他の規定は廃止する必要があります。

以上申し述べましたことを約言いたしますれば、百貨店法の趣旨及びその達成しようとしておる効

果は、独占禁止法とはまったく同一であり、その方法につきましても、かえって独占禁止法の精神に反するおそれもありますので、この際百貨店法を廃止するのが適當であると考へた次第でありまして、これがこの法案を提案いたした理由であります。

すなわち、独占禁止法との関係にみる第1次百貨店法の廃止理由とされた点は3点に集約できよう。まずは、独占禁止法と第1次百貨店法は最終的な趣旨が同一であること、第2は、百貨店法の内容の幾つかが独占禁止法等の他の法律や制度等によってカバーされること、第3は、その目的を達するための百貨店法の幾つかの手法は独占禁止法の理念に反すること、である。したがって、第1次百貨店法は廃止すべしというのである。

1947年という同じ年にまず独占禁止法が成立(3月)し、その後に第1次百貨店法は廃止(12月)になった。両者の関係については、独占禁止法制定時から問題になっていたのであって、とりわけ営業の自由の制限は特別な場合を除き避けるべきであり、百貨店の新規営業を制限することは既存の百貨店の既得権益を確保することになると問題になった。そして、百貨店法にはカルテル的な要素がある点が最大の問題であった¹⁰。

かくして、第1次百貨店法は廃止されたが、その実質は独占禁止法に呑み込まれたといえる。小売業に関わる公的介入は、競争政策のみで対応していこうとしたのである。そもそも、独占禁止法はGHQによる占領政策の一環として制定された法律である。そして、それは「米国の反トラスト法の影響を強く受け」(競争政策

研究センター共同研究2006、p.1)立案されている。また、「アメリカにおける流通政策は独占禁止政策が主であって、例外的に実施された1930年代のチェーン・ストア抑制政策も、課税によるものを除けば、だいたい独占禁止政策の制定または改正によって対処されている(久保村1987、p.58)」。GHQ占領下であって、当面の間だけでも小売商業政策をアメリカに倣って競争政策に一本化しようとしたと考えられるのである。

II、第2次百貨店法の制定

1947年の独占禁止法の制定で、競争政策が経済政策のなかに正式に組み込まれた。そのことにより、少なくとも形式的には、独占禁止法を根拠とする競争政策が流通分野におけるおおよその政策内容をカバーすると期待された。そのため、第2次世界大戦前から存在した第1次百貨店法は独占禁止法の制定により、それに呑み込まれるかたちで消滅した。にもかかわらず、1956年にはおおむね内容を同じにする第2次百貨店法が制定されるのである。競争政策を持ちながら大型店の出店および営業の規制をするという考え方は他国にもあるのだし、それだけ反百貨店運動が盛り上がったからだが、ここでの関心はいったん廃止されたものを実際にはどのような経緯と理由づけで復活させたのか、また、独占禁止法との住み分けはどのようにされたのかという点である。

戦後復興が進み、接収されていた建物が使えるようになり、消費市場が拡大し、商品流通が活発化していくなかで百貨店の売り上げは増大していった。公開経営指導協会編(1981、p.150)によれば、百貨店の売場面積は終戦時には戦

10 独占禁止法による公正かつ自由な競争の維持・促進を超えての百貨店法等の制限規制は、消費者の利益に反するという見解がある。それはそのような制限によって消費者の新しい店舗での買い物機会が失われる、あるいは競争による安価な商品を手に入れる機会を失うというものである。消費者の買い物機会と大型店の関係に関連する政策事例としては、実際の政策をフランスでみることができる。三浦(2008)ならびに佐々木(2011)に詳しい説明があるが、フランスでは1960年代に経済成長に後押しされて急激に進んだ人口増加と都市化に対応するために、商業施設の設置を推進し消費者の買い物機会を確保しようとする政策をおこなったことがある。これは実際には大型店の出店を促進させるものであった。その後、1970年代に入る頃にはフランスは大型店出店規制・中小零細小売業保護に移行した。

前のピーク時の4割程度であったのが1953年にはほぼ戦前水準に戻っていたという¹¹。そして、1951年には大都市百貨店は戦前の繁栄を取り戻していたという。そのような状況を受けて、反百貨店運動は再燃し拡大していくことになる。また、百貨店によるその優越的な地位を利用した不正と思われる取引が問題視されていた。

そこで、1948年に設立された任意団体である日本デパートメントストア協会¹²を通じて、1952年に公正取引委員会はまず、卸売業者に対する不当返品、手伝い店員の強要、展示即売会あるいは内覧会等が独占禁止法の「不正な競争方法」に関わり問題となるとして百貨店に警告した(通商産業省編1980、p.309)。それを受けて、日本デパートメントストア協会では、1954年5月に不当返品・手伝定員・不当廉売・不当勧誘・福引景品付販売・無料配達等を自粛する申し合わせをした(公開経営指導協会編、1981、p.152)。

しかし、1954年12月に公正取引委員会は、独占禁止法にもとづき百貨店業の特殊指定をおこなうことになる¹³。公正な競争を阻害する恐れがある取引行為や状態のうちで百貨店に強くその傾向が現れると考えられるものについて、特殊指定として規制することで問題を解決しようとしたのである¹⁴。当該特殊指定(昭和29年公正取引委員会告示第7号)は、第2次百貨店法制定(1956年)前の1954年に告示された。

それにより、不当な返品、納品後の不当な値引き、納入業者に不利な委託販売、派遣店員の強要、といった行為に対して一定の抑制効果があったものの、百貨店の総合的な事業力に対し

てはそれだけでは不十分であるという意見も少なくなかった(川野、2013、p.73)。また、この特殊指定の内容は既述のような仕入れに関わり問題となるものが主であって、そのようなことができる百貨店へのその点に関わる規制という意味はあったが、百貨店による中小零細小売業者への直接的な脅威の解消といったものではなかったことから、それを目指す百貨店法の制定要求は強まっていくのである。

そのような状況を受けて、第2次百貨店法が制定されることになるが、その際の議論としてはおおよそ、公正取引員会による既述の特殊指定をベースにそれをより詳細にした内容を主とする法律にすべきという主張と、中小零細小売業の事業機会の確保と百貨店の出店・開業にくわえて既存店舗の営業に関わる規制も含むより総合的なものにすべきであるという主張があったが、特殊指定の内容を強化しても既述のように中小零細小売業との関係での百貨店問題の解決に資する効果は薄いことから、結果的に後者の内容の一部を主とした法律が制定されたのである。この点に関わり深見(1957、p.1)は、第2次百貨店法は、開業・新設・拡張・移転・合併・閉店時間・休業日の規制といった出店・開業に関わる規制を主として、出張販売・顧客送迎・その他の営業行為を規制する公正取引規制を従とするものであったとする。

第2次百貨店法の制定に際して、百貨店の台頭により中小零細小売業の苦境が進むことで生じる負の影響は、経済的な側面と社会的な側面の両方にあることが指摘された。経済的な側面は、小売業の圧倒的多数を占める中小零細小売業の苦境はわが国の商業全体の正常な発展を拒

11 この点について、鈴木(2001、p.175)は日本百貨店協会の資料を用いて、百貨店は1938年を基準にして戦後の1947年では、実質売上高が42%で使用面積は55%であったのが1953年には実質売上高が、そして1954年には使用面積がその基準を突破したとしている。

12 通商産業省編(1980)では「百貨店協会」となっているが、この段階での正式な名称は「日本デパートメントストア協会」であり、その後1956年に「日本百貨店協会」に改称された。

13 その成立経緯や競争政策上の意味などについては、公正取引委員会事務局編(1955)で詳しく解説している。

14 違反すれば同法の第20条によって差止命令が出され、それに従わなければ2年以下の懲役、または30万円以下の罰金が課される(通商産業省編1980、p.310)。なお、当時の百貨店の仕入れにかかる慣行等の状況については、Yoshino(1972、p.215)を参照されたい。

むという指摘である。一方、社会的な側面は、戦前は農業分野がその役割の主を担っていた相対的過剰人口のプールとしての機能を戦後は商業が主となって担っており（通商産業省企画局商務課編1959、pp.35～36）、もし中小零細小売業の困窮が進むとその機能が脆弱化し大量の失業者が発生するという指摘である。農業や工業の分野に比して、開業に関わる資本や経験の点においてハードルが低い中小零細小売業は戦後の失業を吸収する重要な機能と認識されていたのである¹⁵。

ここまでの検証からわかったのは、当初はなんとか小売商業政策全体を競争政策でまとめ上げようとしたが、実際にはそれでは解決できないほどに、大都市や地方の中心都市など問題の発現する地域あるいは取扱商品分野などは限定的であったであろうが、中小零細小売業の苦境は深刻化しており、それに伴う反百貨店運動が盛り上がっていったこともあって、新しい百貨店法を制定して調整政策も加えて問題の解決を図ろうとしたということである。その際、小売商業政策において取引の公正性に関わる部分は独占禁止法が、主に出店に関わる部分については第2次百貨店法が担当するという住み分けがなされたのである。

また、ここで注目すべきは第2次百貨店法における地元主義あるいは地元民主主義と呼ばれる考え方の採用についてである。第2次百貨店法では、百貨店の営業には通商産業大臣の許可が必要（第3条）→営業の許可の申請があった場合には中小零細小売業への影響を勘案しなくてはならない（第5条第1項）→通商産業大臣は百貨店審議会の意見を聞かなければならない（第5条第2項）→百貨店審議会は、その意見を定める際には、百貨店の当該店舗の所在地がその地区内にある商工会議所等の意見をきかなければならない（第5条第3項）となっている。このような出店先地域の意見を反映させるとい

う手続きの考え方は、のちに成立する大店法の審議過程にも継承されるものであるが、地域ごとに違う審査の基準・結果になることを容認し、実質的な決定権の多くを地域に委ねるものである。調整政策におけるこのような手法が、この段階で確立したことも確認しておくべき点である。

III、独占禁止法と第2次百貨店法

(1) 競争政策と調整政策の関係性

この第2次百貨店法における地元主義は、競争政策と調整政策の関係性をみるうえで重要な視点となる。独占禁止法の基準が経済全体の取引に関わる基本的なルールとして全国統一的であるのに対して、第2次百貨店法では問題が発生する地域の実情を反映して柔軟に対応できる手法がとられた。それは、小売業は地域の消費特性や生活様式あるいは文化等に大きな影響を与えるとともに、地域のそれらに大きな影響を受ける存在であるからである。また、独占禁止法による百貨店に関わる特殊指定はおおよそ取引の公正性の確保や取引先との関係性に関わる点であって、中小零細小売業との関係については直接的な対象にはなっていない。そのため、出店についての規制ということもあって、第2次百貨店法では地域ごとの事情を勘案できる地元主義による施策手法が採用されるのである。

商品の流れが広範である以上は、取引の公正性に関わるいわゆる競争政策は基本的に産業統一的であり全国一律のルールで良く、むしろ地域によって異なるルールであっては混乱を招くことになる。一方で、百貨店等の大型店の出店等に関わる影響はその立地する地域によって異なるし、また中小零細小売業へのインパクトも地域ごとに異なる。そのため、大型店の規制の基本的な基準は統一的に決める必要があるが、具体的な適用については地域ごとに判断せざるを得ない¹⁶。このような法の性質やそれに関わ

15 中小零細小売業の相対的過剰人口のプールとしての機能については、番場（2003、第1章）に各論者の内容を整理してある。

16 地元主義については木村（2015）を、大店法におけるその行き過ぎについては番場（2006a、2006b）を参照されたい。

る運用における性格の違いからも、百貨店問題の解決には競争政策のみではなく、別の施策手法をもつ政策としての調整政策が要求されたのである。競争政策のもつ限界を、調整政策がカバーしているともいえよう。

百貨店法は経済政策としてだけでなく、間接的ながら社会政策の側面も強くもつものであった。ここでいうところの社会政策の対象となる問題性は中小零細小売業の保護に帰着しながらも、具体的な施策としては2つの側面もっていた。1つは、大規模資本としての百貨店に対する中小零細小売業という規模間格差から惹起されたものである。この場合、中小零細小売業の存在を企業性の低い非資本的な存在として把握して直接的に保護していこうという意味である。もう1つは、失業者・半失業者という相対的過剰人口のプールとして中小零細小売業が機能している現状からそれを社会的な装置として温存するというものである。

競争政策と調整政策がともに存在すること自体に問題があるわけではないし、むしろ健全なあり様ともいえるが、ここでの問題は第2次百貨店法を制定するにあたって、第1次百貨店法の廃止の際に独占禁止法と百貨店法の関係性で問題とされた点をどのようにしてクリアしたのかということである¹⁷。

まずは、両者が矛盾しない住み分けをすることで両立させようとしたといえるであろう。すなわち、既述のような第1次百貨店法がもっていた独占禁止法の理念と矛盾する箇所を形式的にであっても整理し、独占禁止法でできることはできるだけその法律内容から削除することで、第2次百貨店法を中小零細小売業の存立確保という目的に特化した法律としたと考えられるのである。確かに、第1次百貨店法においてカルテル的な営業統制を生み出すとされた百貨

店組合に関わる項目は削除された。また、公正取引に関わる部分は独占禁止法が、出店に関わる部分については第2次百貨店法が担当するという住み分けもされたといえるであろう。

しかし一方で、第2次百貨店法に盛り込まれている営業の許可や出店・増床の際の許可等は先の第1次百貨店法の廃止の際に独占禁止法の理念に反するとされた点であり、実は2つの百貨店法の差異はそれほど大きくないのである¹⁸。

(2) 独占禁止法と第2次百貨店法の整合性

そのため、第2次百貨店法の制定に際しては、独占禁止法と百貨店法との関係性が再び議論されることになる。衆議院商工委員会での両法律は矛盾するのではないかという質問に対して政府は、百貨店法は百貨店の事業活動を調整することで中小零細小売業の存立を確保することが目的で、独占禁止法は私的独占を禁止し公正取引を確保することが目的であるので、この2つの法律は目的が異なること、そして両方が相まって中小零細小売業の維持・育成を果たすのだから矛盾するものではないと回答している(第24回国会衆議院商工委員会議録第32号、1956年4月13日)。またそれに先立って、横田正俊公正取引委員会委員長は、独占禁止法の範囲内の問題については公正取引委員会で対応するが、それ以上の問題については百貨店法の問題となろう(第22回国会衆議院商工委員会議録第11号、1955年5月13日)と当時の百貨店問題のすべてを独占禁止法で対応できるものではないと両法律の対象の違いを明言している。

第2次百貨店法の制定に際しては目的の違いから、それは独占禁止法と矛盾しないという建前で議論を進めていったのである。むしろ、両者は相互補完的な関係にあるという別の解釈になったという理解が正確かもしれない。結果的

17 独占禁止法と大店法との関係についてはあるが、同じような問題意識で独占禁止法を超えての競争制限的な規制をめぐる議論を、馬川(1996)では、地域主義論、総量規制論、生存権論、公正な競争秩序説、緊急避難論に整理してある。

18 第1次に対する第2次の百貨店法の大きな違いは、百貨店を企業単位で規制する企業主義の徹底、既述の第1次百貨店法廃止の際に問題となったカルテル的な要素の排除と地元主義の採用といった点である。

としては、「公正で自由な競争を促進させることが国民経済の発展をもたらすという独占禁止法と、公正で自由な競争でも中小小売業に不利益を与える場合には抑制せざるを得ないとする百貨店法との間には目的に大きな差がある（馬川1996、p.297）」ともいえるが、それは矛盾するものではない、むしろ目的が違うのだから矛盾しないとされたのである。

第1次百貨店法は時代的背景から十分に機能しなかったこと、競争政策を軸とするアメリカ式の政策体系を採用せざるを得なかった占領下という事情、終戦まもない段階では百貨店の活動は限定的であって百貨店と中小零細小売業との軋轢も限定的であったため百貨店を規制する必要性も大きくなかったということなどから、とりあえずそれは廃止されたということであろう。そして、既述の付帯決議の件からもわかるように、第1次百貨店法の廃止の際には、その手法はともかくも、いずれ改めて百貨店を規制する法律は復活させるべきであるということが想定されていたのであって、第2次百貨店法の制定はいわばGHQの統治が終わり直接的なアメリカの影響がなくなるのを待っていたものであったといってもよいであろう¹⁹。

1952年にGHQが解体されるやいなや、1953年には独占禁止法が大幅改正された。それは、大幅な規制緩和であり、GHQが解体されたことでアメリカ流の厳しい規制の体系を維持する後ろ盾がなくなったことにもよるのであるが、よりわが国の実情にあったものにするためでもあったという理解もできる²⁰。同じように、第2次百貨店法の制定は、第1次百貨店法の廃止

の段階で具体的に想定されていたかどうかは別としても、圧倒的多数を中小零細小売業が占める商業構造のなかで、競争政策のみでは到底、百貨店問題とそこから生じる中小零細小売業の困窮という問題を解決できないという状況のなかにおいて、占領支配から離れてわが国の実情にあった規制の必要性から生じたものといえよう。

既述の水谷商工大臣の発言記録にあるように、第1次百貨店法の廃止の際の議論では、その百貨店法はカルテル的な要素が強いこと、百貨店法の出店や営業等に係る規定は独占禁止法のなかの不当な事業能力格差の排除や不公正な競争方法の禁止等の措置の適切な運用がおこなわれればその目的は達成できるといった点が提示された。その後、1953年の独占禁止法的大幅改正ではカルテル規制の一部が緩和され、不当な事業能力格差の排除についての規定が削除され、不公正な競争方法についての規定も整備されるなどしたことで、第1次百貨店法の廃止の際に議論となった百貨店法と独占禁止法間に生ずる問題性が弱くなったことが第2次百貨店法の制定に影響したとみることができよう。ただ、複数の原案があったが最終的には修正を受け入れながらも政府案をベースとして短期間で各党の考え方が収斂されていき、第2次百貨店法は成立した。このことからみても²¹、反百貨店運動の広がりを受けて百貨店法の制定は政治問題化の傾向を強めていき、むしろ他の法律との住み分けや整合性等のすり合わせよりも直面する中小零細小売業の困窮を解決するために速やかに対処すべきという各党に共通する政治

19 第2次百貨店法の制定に先立っての参議院商工委員会において、参考人であった全日本小売商団体連盟理事長の高橋貞治は、第1次百貨店法は「連合軍の命令であえなくつぶれ去ってしまいました」と発言している（第24回国会参議院商工委員会議録第29号、1956年5月8日）。

20 占領政策は、当初の反独占・経済民主化の強いコントロールから、東西冷戦が深刻化するなかで早々に日本の経済的自立へと大きく舵を切った（詳細は、岡村、1984、p.13）ように、アメリカの都合で運用されていた。1951年5月のいわゆるリッジウェイ（総司令官）声明による占領下の法令見直し許可を直接的な契機とした日本政府による独占禁止法改正の要求をGHQは不承認（同12月）とした。その後、GHQの解体により日本は自らの意思での法の改正が可能になったのである。この独占禁止法の1953年改正の経緯については、平林（2009）、宮島（1989）を参照されたい。

21 各党の案やそれをめぐる商工委員会等でのやり取りについては、通商産業省編（1980）、通商産業省企画局商務課編（1959）を参照されたい。

的な認識と判断がより先行してそれは立法されたと考えらるべきであろう。

おわりに

(1) 本稿のまとめと結論

第1次百貨店法の制定に関わる社会的・経済的な背景と第2次百貨店法の制定に関わるそれは酷似しているとされる(通商産業省企画局商務課編1959, p.1)。そして、2つの百貨店法の内容の類似性は高い。しかし、両者をめぐる条件には決定的な違いがあった。それが独占禁止法の存在である。すなわち、取引の公正性を維持・促進しようとする一般的・基本的な政策が前提として設定されているかどうかの違いである。

本稿では、振興－調整モデルの成立過程の解明との関係で、独占禁止法の制定と2つの百貨店法の廃止と制定の経緯を検証した。結果として、独占禁止法と百貨店法の関係に関わり以下の点が明らかになった。

1つめは、独占禁止法と第2次百貨店の関係性についてである。第2次百貨店法の制定の際にその関係性はおおよそ整理され、小売商業政策において取引の公正性に関わる部分は独占禁止法が、主に出店に関わる部分については第2次百貨店法が担当するという住み分けがされた。それは、明確な役割分担がなされたというよりも、競争政策と調整政策の相互補完的な関係性を評価したものであった。

2つめは、いったん廃止された百貨店法をどのような理由づけで第2次百貨店法として復活させたのかである。まず、第1次百貨店法廃止の際に独占禁止法の理念と矛盾するとされた出店や営業に関わる規制については、独占禁止法の改正で問題性が脆弱化したことを背景に、それぞれの目的が異なるのだから問題ないという解釈で対応したことがわかった。そして、その基底には小売商業政策は独占禁止法を軸とした競争政策だけで担うことはできないという判断があったこと、今起きている百貨店問題による中小零細小売業の困窮に急ぎ対応すべきであるという喫緊の課題に対応する必要性が優先され

たためということがわかった。

(2) 今後の課題

振興－調整モデルの成立過程の解明には、冒頭で述べたように競争・振興・調整という3つの政策の関係性の解明が必要となるが、本稿では、そのための第一段階として小売商業政策における独占禁止法の制定の意味を百貨店法との関係から検証した。それを受けて次の段階は、その成立過程の解明という視点から、戦前期から大店法の成立頃までをスパンにして振興政策の変遷を競争政策および調整政策との関係で検証することになる。ここでは、おおよそのその問題意識を整理しておこう。

既出の水谷商工大臣は1947年10月22日の衆議院商業委員会にて第1次百貨店法の廃止の必要性について補足説明をしている。そこでは、中小零細小売業の困難は百貨店の問題もあるがより根本的には中小零細小売業側の経営力の欠如等の問題であるとし、それに対応する様々な支援の制度の拡充について述べている(通商産業省編1980, pp.307～308)。この発言内容から、当時すでに中小零細小売業の支援のための政策の重要性が指摘され、総合的なものではないにしろその強化が必要であると認識されていたことが確認できる。

すなわち、振興政策は多様なかたちで第1次百貨店法の時代から存在したのであり、独占禁止法の制定によって競争政策、振興政策、調整政策の3つの政策が揃うことになるが、それは極めて短期間であって、実質的にその段階では第1次百貨店法は機能するものではなく、そのカルテル的な側面は独占禁止法の理念とは相反するものであったため、それらは形式的にも実質的にも相互補完的な関係をもって繋がるような仕組みにはなっていなかったのである。そして、その直後に第1次百貨店法は廃止された。

その意味で、また現在の競争政策の直接的な源流となる1953年改正の独占禁止法を振興－調整モデルがおおよそ前提としているという意味でも、それが成立したのは第2次百貨店法の制定のタイミングであったと考えて良いである

う。しかし、どの時点をもって振興－調整モデルが十分に機能するようになった、すなわち完成したとするのかにはまだ幾つかの検証が必要であろう。既述の振興政策の変遷の検証が、大店法成立の1970年代まで時間を進めた範囲を含み、ほかの2つの政策との関連のなかでなされるべきであるとしたのはその点に理由がある。すなわち、振興－調整モデルという小売商業政策の体系を要求する問題性についての考察も必要であるということである。

岩田(1941)は、第1次百貨店法下の戦中において百貨店問題はすでに過去のものであると書いた。それは戦時下であるからという意味ではなく、買回品に取扱商品がおおよそ特化されていて、小売業の規模の経済の視点から考えれば店舗の大規模化には限界があるので、これ以上の百貨店の影響力拡大とそれによる中小零細小売業への圧迫は考えにくいからというものであった。

現実には、戦後の消費市場の拡大とそのいっそうの大衆化のなかで百貨店の展開は進み、それが第2次百貨店法の制定に繋がっていったのは既述のとおりであるが、政策論的にはある意味で当を得た指摘であるともいえる。すなわち、買回品を中心に取り揃える百貨店が出店できるのは大都市の中心地にほぼ限られ、従って店舗数も圧倒的なものではないので、百貨店の出張販売や無料配達等の影響やその他の間接的な影響があったとしても、百貨店問題はいわば一部の地域の一部の商品分野の問題ということもできるからである²²。

しかし、時代が進み1960年代以降になると、最寄品そのなかでも食料品を中心に扱う日本型のスーパーマーケットが台頭してくることになる。スーパーマーケットは日本全国の中小規模の都市でも店舗展開されたし、その一部は

チェーンオペレーションの仕組みを導入することで仕入れと販売を分離管理し、小売業の規模の経済を最大限に達成すべく大型店の広域展開を進めていったのである。その地域市場へのインパクトは非常に大きなものであり、その問題性はそれまでの百貨店問題とは決定的に次元が違っていたと考えられる。すなわち、この段階での大型店問題の出現が完成された振興－調整モデルを必要とした問題性であると考えられるのである。

競争政策を軸として振興政策と調整政策が有機的に繋がる仕組みとなるよう意図された、すなわち形式的であっても振興－調整モデルが完成するのは流通近代化政策の流れで様々な振興政策が総合化され小振法となり、それが同じ年に成立した大店法とセットで機能することが想定されたタイミングと考えられないだろうか。

ただ、そうであってもそれが本当の完成形であったのかという疑問もある。それまで百貨店法を中心とした調整政策の実際は保護政策の要素が強いものであって、必ずしも競争政策を充分補完するものではなかった。では、小振法・大店法が成立して以降は振興－調整モデルの本来の関係性に3つの政策はなっていたのであろうか。その点も含めて既述の論稿²³とあわせて、通史の視点で振興－調整モデルの成立過程の検証をさらに進めていく必要がある。そこで、次稿では振興政策の変遷の検証とともに、そのような問題意識のもとに競争・振興・調整の3つの政策の関連性を考察することとする。

22 ここでは、百貨店法を念頭に置いて百貨店問題について言及しているが、当時、それを含めて小売市場（こうりいちば）や消費生活協同組合あるいは企業における購買会との競合や対立あるいは商業の垂直統合による流通チャネルの多様化の影響など中小商業問題は広いものであったことを確認しておきたい。とはいえ、その影響は1960年代以降の大型店問題を軸として拡大していく中小商業問題のインパクトに比すれば地域的にも経済的にも限定的ではあった。

23 番場(2006a、2006b)。

Enactment of The Anti-Monopoly Act and
Department Store Law
— Understanding the Process of Developing
Japanese-style Retail Commercial Policy (1) —
Hiroyuki Bamba

This series of studies explains how Japanese-style retail commercial policy was developed. In order to do so, this thesis examines the relationship between the Anti-Monopoly Act and the Department Store Law. It also considers how the birth of the Anti-Monopoly Act affected the establishment of that policy style.

It analyses the debate in the Parliament about the abolition of the 1st Department Store Law (1947) and the enactment of the 2nd Department Store Law (1956). As a result of this analysis, it can be said that the following points influenced the enactment of the 2nd Department Store Law : the disappearance of the effects of the GHQ occupation policy, the division of roles between the Anti-Monopoly Law and the Department Store Law, and the political context.

It is surmised that Japanese-style retail commercial policy was almost completed when the 2nd Department Store Law was enacted and finally completed when the Large - scale Retail Store Law (1973) was enacted.

This thesis is derived from research results from Komazawa University's overseas research program in 2019 and 2020 and also drawn from research undertaken at the University of Edinburgh Business School. I would like to thank Professor David Marshall and Professor Emeritus John Dawson. Thanks to Dr. Marysia Nash for always helping.

【参考文献】

- ・石原武政 (1994) 『小売業における調整政策』千倉書房。
- ・石原武政 (2009) 「戦後流通政策の背景」石原武政・加藤司編『日本の流通政策』中央経済社。
- ・石原武政 (2019a) 「戦前の百貨店問題と百貨店法(上)」『流通情報』(流通経済研究所) 51-1。
- ・石原武政 (2019b) 「戦前の百貨店問題と百貨店法(下)」『流通情報』(流通経済研究所) 51-2。
- ・井上貞藏 (1938) 『中小商業者問題』日本評論社。
- ・井上貞藏・土屋重隆 (1939) 『戦時戦後の中小商業』昭和圖書。
- ・岩下弘 (1988) 「小売商業調整政策論—序論—」『駒澤大学経済学論集』(駒澤大学) 20-1。
- ・岩田亘 (1941) 『商業政策』慶應出版。
- ・馬川千里 (1996) 「大店法問題と競争政策」『法学研究—法律・政治・社会—』(慶応義塾大学) 69-1。
- ・岡村明達 (1984) 「現代日本資本主義と流通政策」岡村明達・片桐誠士・保田芳昭編『現代日本の流通政策』大月書店。
- ・加藤義忠 (2006) 「第二次百貨店法の特質」加藤義忠・佐々木保幸・真部和義『小売商業政策の展開(改訂版)』同文館出版。
- ・川野訓志 (2013) 「流通政策の歴史と地域の再生—調整政策の歴史—」佐々木保幸・番場博之編『地域の再生と流通・まちづくり』白桃書房。
- ・木村晴壽 (2015) 「戦後の大店規制に関わる立法過程と商調協—いわゆる地元民主主義をめぐって—」『地域総合研究』(松本大学) 16-1。
- ・競争政策研究センター共同研究 (2006) 『原始独占禁止法の制定過程と現行法への示唆』競争政策研究センター。
- ・久保村隆祐 (1987) 「流通政策の目的・体系・研究」久保村隆祐・田島義博・森宏『流通政策(第4版)』中央経済社。
- ・公開経営指導協会編 (1981) 『日本小売業運動史(戦後編)』公開経営指導協会。
- ・公開経営指導協会編 (1983) 『日本小売業運動史(戦前編)』公開経営指導協会。

- ・公正取引委員会事務局編（1955）『百貨店特殊指定の解説』公正取引協会。
- ・佐々木保幸（2011）『現代フランスの小売商業政策と商業構造』同文館出版。
- ・鈴木安昭（1980）『昭和初期の小売商問題』日本経済新聞社。
- ・鈴木安昭（2001）『日本の商業問題』有斐閣。
- ・田島義博（1987a）「小売商業調整政策」久保村隆祐・田島義博・森宏『流通政策（第4版）』中央経済社。
- ・田島義博（1987b）「競争維持政策」久保村隆祐・田島義博・森宏『流通政策（第4版）』中央経済社。
- ・通商産業省編（1980）『商工政策史（第7巻、内国商業）』商工政策史刊行会。
- ・通商産業省企画局商務課編（1959）『百貨店法令の解説（改版）』一橋書房。
- ・出島甫信（2002）「百貨店法（旧）の成立過程と社会背景」『流通』（日本流通学会）15、芽ばえ社。
- ・東京商工会議所（1930）『不正競争の取締に関する調査（商工調査第34號）』東京商工会議所。
- ・中西寅雄編（1938）『百貨店法に関する研究』同文館出版。
- ・平林英勝（2009）「日本的独占禁止法の形成と丸山泰男—あるリベラリスト学者官僚の軌跡—」『筑波ロー・ジャーナル』（筑波大学）5。
- ・番場博之（2003）『零細小売業の存立構造研究』白桃書房。
- ・番場博之（2006a）「商業政策における振興・調整政策の展開—小振法と大店法の運用にみる調整の時代における商業政策の評価（その①）—」『千葉商大論叢』（千葉商科大学）43—3・4。
- ・番場博之（2006b）「商業調整政策の特殊性とその背景—小振法と大店法の運用にみる調整の時代における商業政策の評価（その②）—」『千葉商大論叢』（千葉商科大学）41—1。
- ・番場博之（2021）「流通政策の目的と体系」番場博之編『基礎から学ぶ 流通の理論と政策（第3版）』八千代出版。
- ・平野常治（1942）『配給政策』千倉書房。
- ・深見義一（1957）「百貨店法管見」『一橋論叢』（一橋大学）37—1。
- ・松井辰之助編（1953）『中小商業問題』有斐閣。
- ・松田慎三（1931）『デパートメントストア』日本評論社。
- ・丸山泰男（1954）「百貨店法の制定は必要か—百貨店法と独占禁止法—」『中小企業協同組合』（全国中小企業等協同組合中央会）9—7。
- ・三浦敏（2008）「EUにおける商業調整の現状と課題—UE主要国における大規模店舗出店規制を中心に—」『商工金融』（商工総合研究所）58—9。
- ・宮島英昭（1989）「1953年の独占禁止法改正」『早稲田商学』（早稲田大学）331—332。
- ・Michael Y.Yoshino（1972）“Japan: Rationalizing the Retail Structure,” J.J.Boddewyn and Stanley C. Hollander(eds.), *Public Policy Toward Retailing -An International Symposium-*, Lexington Books.